



一般社団法人
品川法人会
広報誌

No.
578

2022年
1月10日発行

新春を迎えて

<https://www.shinagawa-hojinkai.or.jp>

法人しながわ

賀正 会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄をお祈り申し上げます

Contents

新年のご挨拶	2
法人会ニュース	4
事務局から	5
読者からの声	12
話題の広場	14
都税だより	15
クロスマス	16

「ブロック合同経営講座開催される」..... 4
「西五反田東支部懇親会開催される」他..... 4
「会員優待制度加盟店紹介」..... 5
「品川税務署納税表彰」..... 6
「第11回税に関する絵はがきコンクール 表彰作品一覧」..... 7
「ご自宅からできるe-Taxのご案内」他..... 10
「ナンバープレース等の応募者から寄せられた当誌に対する感想」... 12
「のびてふくらんで」...少しずつ口に入れ、よく噛んで食べましょう... 14
「中小企業者向け省エネ促進税制～法人事業税・個人事業税の減免～」... 15
「第65回ナンバープレース正解発表、第16回クロスマス問題」... 16



品川法人会 HP は
左 QR コードより
閲覧できます

法人会

消費税期限内納付

推進運動

迎春 2022



一般社団法人 品川法人会

会 長

廣瀬 隆博

令和4年の新年を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様に於かれましては、健やかに新年をお迎えの事とお慶び申し上げます。又、平素より崇高なボランティア精神のもと当会に対しまして多大なるご支援と深いご理解を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。毎年正月三が日は首都圏の空気が澄み渡り、かくやく赫奕と昇る朝日に今年の願い事を胸に秘め手を合わされた方は私一人ではないとご推察致します。

さて、昨年を顧みますとコロナ禍が猖獗しょうけつを極め終息の糸口が見えない中、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会が1年遅れで開催されました。パンデミックに抗って実現したとの称賛もあれば、国際オリンピック委員会の利害で日本人の生命が危険に晒されたとの批判もあり、賛否両論の大会となりました。オリンピック・パラ

リンピックに内在する政治の矛盾は、決して小さいものではありませんでした。

今年こそは、コロナ禍で沈み込んだ日本経済を浮上させ後世に語り継がれる分水嶺となる2022年としたいものです。私達は共存共栄を目指すと共に、税制のオピニオンリーダーとして2023年10月施行の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の円滑な導入に向けて品川税務署のご指導の下、研修会等による周知徹底を企画検討して参ります。

本年も当会へのより一層のご支援とご指導を何卒宜しくお願い申し上げます。

結びにあたり、令和4年が皆様にとりましてより良い年になる事を心から願いますと共に、会員企業の益々の事業のご隆盛と皆様のご健勝とご多幸を祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



品川税務署

署 長

川口 桂司

新年あけましておめでとうございます。

令和4年の年頭に当たり、一般社団法人品川法人会の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、廣瀬会長をはじめとする役員、会員の皆様方から、税務行政の円滑な運営に対する深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、会員の皆様方のご事業に多大なる影響があったことと思われませんが、このような中であっ

ても会員の皆様方の前向きにご事業に取り組む姿に心を熱くしたところです。

貴会の昨年の活動を振り返りますと、第5回となる体験型租税教室「Kids Work Tax」や第11回を迎えた「税に関する絵はがきコンクール」の開催は、次世代を担う子供達に税の重要性を考えてもらう大変すばらしい取組であり、このような活動に関わる皆様方に心より敬意を表する次第です。

さて、間もなく令和3年分の所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税の確定申告が始まります。本年も税務署では、マイナンバーカードを利用したe-Tax送信を積極的に推進して参ります。会員の皆様方におかれましても、ご自身やご家族、そして従業員の方々にも確定申告書の提出はe-Taxによる送信を積極的にご利用していただきますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、一般社団法人品川法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝、並びに事業のご繁栄を祈念いたしまして、新年のあいさつとさせていただきます。



東京都品川都税事務所

所 長

清水 健吾

新年あけましておめでとうございます。

一般社団法人品川法人会の皆様方におかれましては、健やかに新春をお迎えになったことと心よりお慶び申し上げます。

旧年中は、廣瀬会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、都の税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

品川法人会におかれましては、日頃から会報誌へ「都税だより」を掲載していただいているほか、「税に関する絵はがきコンクール」など様々な活動

を通じて、都政にご貢献をいただいております。このような皆様方の熱心な取組はたいへん心強く、心から敬意を表しますとともに、深く感謝を申し上げます。

今年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、しながわ宿場まつりやふれあい寄席などが中止となり、皆様方と一緒する機会が減ったことは大変残念ですが、品川都税事務所におきましては、職員一同、区民の皆様の都税へのご理解を得られますよう、今後とも最善を尽くしてまいりますので、どうぞ、引き続きのご支援・ご協力を、よろしくお願いいたします。

結びに、一般社団法人品川法人会の皆様方のご健勝と、新型コロナウイルス感染症の完全な終息を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年賀詞交歓会でお会いできることを楽しみにしております



都主税局のイメージ
キャラクター
「タックス・タクちゃん」

『記者として見てきたもの 自衛隊の活動を中心に』～ブロック経営講座～



講師の横井克裕氏

11月25日（木）きゅりあんにて品川区にもご縁のあり、アナウンサー・記者・プロデューサーと多様なご経験をされた横井克裕様をお迎えし、ソーシャルディスタンスを保つために人数制限のあるなかで68名に参加して頂き、講演会が開催されました。

ニューヨークに赴任され、アメリカのジャーナリズムに触れて記者を志され、帰国後安全保障担当の記者

になられた中で感じられた事。自衛隊イラク復興支援派遣時や国際的情報収集に関するエピソード。記者として活躍された中での、相手の影響を受けすぎない。自分が偉くなったと勘違いをしない事といった心構え。様々な人たちとの距離感の中で、言って良い事悪い事を的確に判断しないとイケない事などを1時間余り講演頂きました。

記者としてプロデューサーとして今まで接したことのない人と接し、色々と覚えることがあったなかで得たことは「身近な社会のため、愛する人のため、友人のために尽くす」ということだったのかなと思いました。

そのうえで「絶対に人を矮小化してはいけない。人は素晴らしいものだ」とお話しいただき、誰かが助けしてくれる事を忘れないようにしたいと感じました。

様々なお客様・従業員と関わる経営者・管理職の方々にとっても今後の指針となる貴重な機会となりました。
記 広報委員会副委員長 小林 宏至

『絶景を見ながらの久しぶりの懇親!!』～西五反田東支部懇親会～

新型コロナウイルスが落ち着いてきたとはいえ、企画より開催当日までハラハラしていましたが、10月28日待ちに待った支部活動が再開できました。24名が参加して、しながわ水族館～第一ホテル東京シーフォートと品川区内のバス懇親会でしたが、みんなで顔を合わせ酒を酌み交わすことがこんなに幸せなことか、改めてうれしく感じました。

しながわ水族館ではイルカショーをはじめ魚たちが

いつも通りに迎えてくれ、懇親会場の第一ホテルシーフォートでは、28階の「トップ・オブ・ザ・ベイ」からの絶景を見ながらの食事に堪能して、この日常がずっと続いてくれることを祈る思いでした。

余談ですが、第一ホテルシーフォートは最長で2022年度末をもって営業を終了するそうです。残念ですね。

記 広報委員会副委員長 辻井 祐幸



懇親会の様子



「日本の歴史を学ぶ！大本山増上寺見学」～東五反田支部研修会～

12月4日（土）17名の参加により支部研修会を開催致しました。

好天に恵まれた中、芝大門にございます約600年の歴史を持つ徳川家康公ゆかりの大本山増上寺を僧侶の方にご案内を頂き、増上寺の歴史を伺い、境内諸堂を案内頂き1時間余り見学致しました。

その後は、芝パークホテルに移動し、帝国ホテル東京「中国料理北京」ゆかりの中華料理を頂きながら、意見交換会を開催致しました。また、皆様より商品提供のご協力を頂き抽選会を開催致し和やかなひと時を過ごし、有意義な研修会となりました。今後もさまざまな企画をして参りますので、支部の皆様のご参加をお待ちしております。

記 広報委員会副委員長 小林 宏至



増上寺を背景に記念撮影

『川口署長、暮らしを支える税について講演』 ～税を考える週間事業～



11月16日（火）、品川法人会館に於いて税務連絡協議会（法人会・青色申告会・税理士会・間税会・納税貯蓄組合連合会・酒販組合）主催により、「税を考える週間」事業の一環として川口品川税務署長による講演会が32名参加のもと開催されました。

今回は「暮らしを支える税」と題し、スクリーンに資料を写しながら、川口署長より身近にある様々な税についての講演をしていただきました。

★★★ 会員優待制度 加盟店紹介 vol.49 ★★★

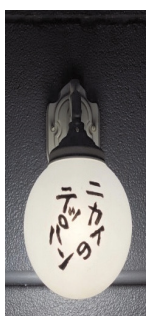
会員優待カードを提示すると大変お得なサービスを提供していただけるお店・企業を当誌にて順次紹介しております。今回は大井にあります「CAFE DELI CRAFT GADGET」と「ニカイの Teppan」を紹介させていただきます。

【CAFE DELI CRAFT GADGET】【ニカイの Teppan】



住所：品川区大井1-24-1

会員優待カードをお持ちの方限定！
初回乾杯スパークリングワインサービス
※詳細はお問い合わせください



2F：ニカイの Teppan（6303-8523） ※12月10日オープン！

国産のお肉と海鮮と粉もんを美味しく鉄板焼きで楽しめるお店！

ランチ：11:30～14:30（L.O14:00）

ディナー：17:30～23:00（料理 L.O22:00 ドリンク L.O22:30） 定休日：不定休

1F：CAFE DELI CRAFT GADGET（6303-8567） ※11月28日オープン！

クラフトビールとイタリアンベースの国籍ボーダーレスな料理とお酒を中心に品揃え

ランチ・カフェ：11:30～15:00（L.O14:30）

ディナー：17:30～23:00（L.O22:30） ※日・祝は 22:00（L.O21:30）まで 定休日：不定休



お客様応援企業をめざす

城南信用金庫



営業部本店 ☎03-3493-8111 ……〒141-8710 品川区西五反田7-2-3
品川 ☎03-3471-3171 ……〒140-0004 品川区南品川1-4-25
大井 ☎03-3774-1051 ……〒140-0014 品川区大井1-6-10
荏原 ☎03-3786-1131 ……〒142-0054 品川区西中延1-4-16
大崎 ☎03-3491-8771 ……〒141-0032 品川区大崎2-6-11
西大井 ☎03-3773-8511 ……〒140-0015 品川区西大井1-3-3-101
立会川 ☎03-3298-3341 ……〒140-0013 品川区南大井4-6-1

お悩みはございませんか？
当金庫へお気軽にご相談ください。



（令和4年1月4日現在） 品川区店舗一覧
大井支店 03-3777-4401 小山出張所 03-5498-3721
品川支店 03-3471-4791 二葉出張所 03-3785-3101
南品川出張所 03-3474-4811 立会川支店 03-3764-7101
戸越銀座支店 03-3783-6511 不動前出張所 03-3779-2751

令和3年度 品川税務署納税表彰

11月12日（金）、「令和3年度納税表彰」が品川税務署にて行われました。

川口品川税務署長より、適正な申告納税制度の確立と納税道義の高揚に尽力された方に表彰状ならびに感謝状が贈呈されました。

当会からの受表彰者は次の方々です。おめでとうございます。



品川税務署長表彰受表彰者



安見 和行
源泉部会長
株式会社ニコン大井製作所

品川税務署長感謝状受表彰者



中田 英明
西五反田東支部長
カチシステムプロダクツ株式会社



石井 里美
上大崎支部長
有限会社テックス・デザイン



奥谷 芳子
大井東支部長
有限会社竿宗本店

『税に関する絵はがきコンクール』表彰式を開催（右ページに優秀作品掲載）

12月15日（水）品川法人会館に於いて、第11回税に関する絵はがきコンクールの表彰式を、品川間税会の「税の標語」表彰式と合同で開催されました。

昨年度は受賞者の在籍している小学校を訪れて表彰状を授与しましたが、今年は参加される方々にもご協力いただき、感染症対策を講じることで、表彰式を開催することができました。

今年も対象となる各校より、1,029点もの絵はがきの応募がありました。

厳正な審査により受賞され

た5名の児童は、堂々とした態度で表彰式に臨まれていました。

表彰後は川口税務署長、濱野区長、清水都税事務所長からお祝いの言葉をいただき、保護者の方も一緒に記念撮影や、代表者はケーブルテレビ品川のインタビューにも回答していました。

この税に関する絵はがきコンクールは租税教育活動の一環として、日本の将来を担う子どもたちに税を正しく認識してもらうとともに図工学習にも貢献するため、全国規模で各地の法人会女性部会が中心となって推進しています。

なお、右ページに今回の受賞5作品と入選10作品を掲載しています。



柿沢女性部会長



廣瀬会長から後藤さん(品川学園)へ会長賞授与



受賞者と贈呈者・校長先生・保護者の皆さん
(撮影のため一時的にマスクを外しています)

品川法人会主催

第11回 税に関する絵はがきコンクール 審査発表

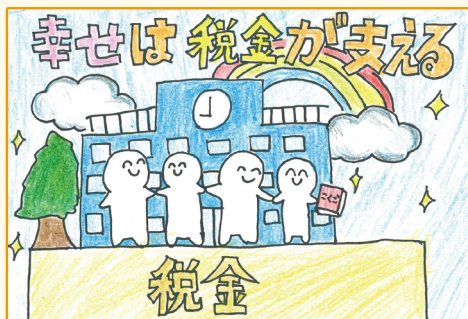
品川法人会では、租税教育活動の一環として、今年も女性部会を中心に「税に関する絵はがきコンクール」を展開し、品川税務署管内の21校の公立小学校・義務教育学校6年生を対象に作品を募った結果、1029点の応募がありました。厳正な審査の結果、次のとおりに表彰させていただきました。

● 品川法人会長賞



品川学園
後藤 麻椰さん

● 品川法人会女性部会長賞



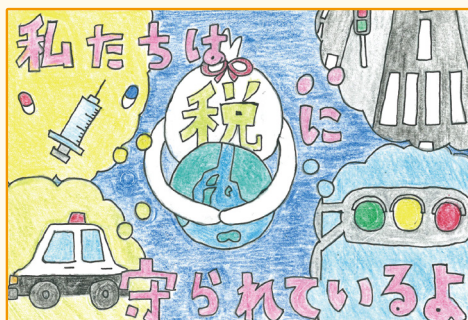
大井第一小学校
青木 寛奈さん

● 品川税務署長賞



鈴ヶ森小学校
稲永 椎さん

● 品川都税事務所長賞



鈴ヶ森小学校
濱田 胡桃さん

● 品川区長賞



台場小学校
人見 海颯さん



城南小学校
臼井 颯洋さん

● 入選 (10点)



台場小学校
窪田 悠人さん



品川学園
飯島 寧さん



御殿山小学校
佐藤 千佳子さん



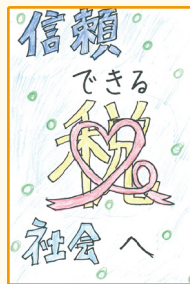
御殿山小学校
柴田 靖さん



御殿山小学校
林 花菜さん



鈴ヶ森小学校
三枝 恵菜さん



大井第一小学校
沖 輝人さん



芳水小学校
中田 優衣さん



第一日野小学校
美園 まな花さん

『品川・荏原両法人会が税制改正要望活動を実施』

税制委員会では全国法人会総連合理事会で「令和4年度税制改正に関する提言」が決議されたことを受け、荏原法人会と共に国と地方自治体に対し、税制改正要望活動を実施しました。

濱野品川区長、本多品川区議会議員および松原衆議院議員に提言をお渡しし、意見を伝えました。（要望内容〈要約〉は下記の通り）

※提言事項の全文は全法連ホームページ<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>をご覧ください。



濱野区長、本多区議会議員、松原議員に
お会いし、提言をお渡ししました。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。

○感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

○財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。

○社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえで、その役割と範囲を改めて見直す必要がある。次なる新型コロナウイルスが発生した場合に備える意味でも、抜本的な医

療制度改革の議論を開始する必要がある。

○医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

3. 行政改革の徹底

○地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

・国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。厳しい財政状況を踏まえ、国と地方の公務員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 新型コロナウイルスへの対応

○中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 法人税関係

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を

本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

○租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

3. 消費税関係

○消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

○消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

○令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応を求める。

4. 事業承継税制関係

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

○取引相場のない株式の評価については、企業規

模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直すべきである。

III 地方のあり方

○今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。

○地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

IV 震災復興等

○政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

○環境問題に対する税制上の対応として、欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。

○税の意義や税が果たす役割を国民が十分に理解しているとはいいがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —



税 務 コ ー ナ ー

ご自宅からできるe-Taxのご案内 申告書の作成・送信は 国税庁ホームページ から



確定申告



確定申告書等作成コーナーなら簡単に確定申告ができます！

令和3年分からはさらに！

ICカードリーダーがなくてもe-Tax申告ができます♪

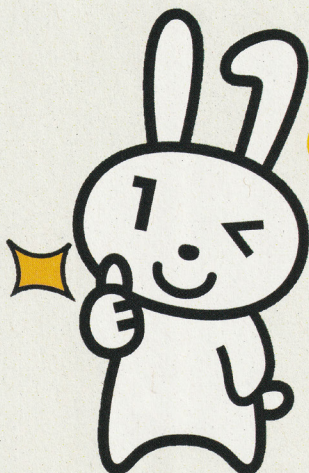


申告書作成開始時に
2次元バーコードを表示

ICカードリーダ
ライタ不要！



対応スマホで読み取り後、
マイナンバーカード
をスマホで認証



パソコンで申告書を作成して
らくらくe-Tax送信！



確定申告書等作成コーナーなら
所得や控除金額等を自動計算・自動入力

法定調書の作成・提出は、e-Tax^{インターネット}で!!



税務署に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所などから、
国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用して法定調書を提出することができます。

特に **e-Taxソフト（WEB版）** **eLTAX（地方税ポータルシステム）** を利用すると便利です。

e-Taxソフト（WEB版）による提出

（対象）

「給与所得の源泉徴収票」
「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」
「不動産の使用料等の支払調書」
などの法定調書

- ・e-TaxソフトをインストールすることなくWEB上で法定調書の作成・提出ができます。
- ・表計算ソフト等により作成したCSVファイルの読込ができます。



eLTAXによる提出

（対象）

市区町村 「給与支払報告書」
「公的年金等支払報告書」

税務署 「給与所得の源泉徴収票」
「公的年金等の源泉徴収票」

- ・eLTAX を利用することで、支払報告書の電子申告（eLTAX）用のデータと源泉徴収票の電子申告（e-Tax）用のデータ を同時に作成し、 支払報告書は、受給者の住所地の市区町村へ源泉徴収票は、支払者の所轄税務署へ一括送信することができます。



※ 詳しくは、eLTAX ホームページ ([https:// www.eltax.lta.go.jp](https://www.eltax.lta.go.jp)) をご覧ください。

光ディスク等（CD・DVDなど）による提出

大量の法定調書を提出する場合には、光ディスク等（CD・DVD など）で提出することもできます。

なお、e-Tax、光ディスク等又はクラウド等による法定調書の提出が義務付けられていない方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請が必要です。

※ 詳しくは、国税庁ホームページ ([https:// www.nta.go.jp](https://www.nta.go.jp)) をご覧ください。

提出方法の詳細については、e-Tax ホームページをご覧ください。
<https://www.e-tax.nta.go.jp>

e-Tax

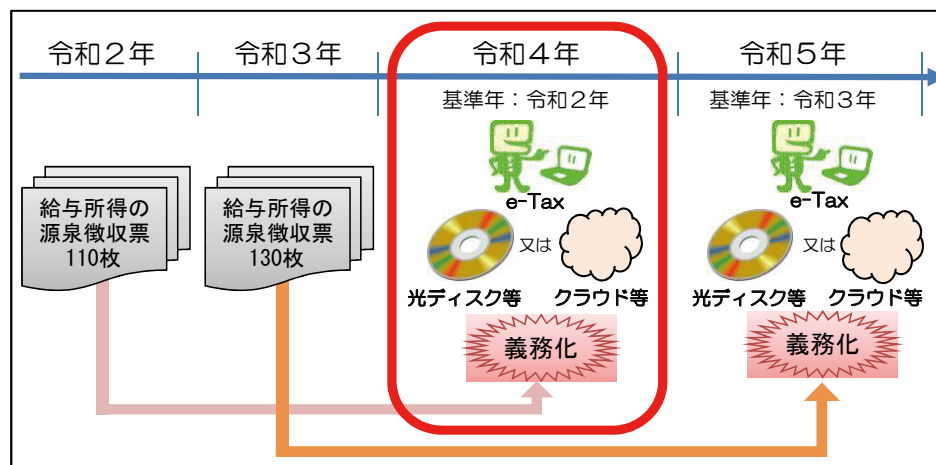
検索

e-Tax、光ディスク等又はクラウド等による法定調書提出の義務化・提出義務基準について

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が **100 枚以上** である法定調書については、e-Tax、光ディスク等（CD・DVD など）又はクラウド等による提出が義務化されています。

例えば、令和2年に提出する「給与所得の源泉徴収票」の提出枚数が 100 枚以上であった場合、令和4年に提出する「給与所得の源泉徴収票」は、e-Tax、光ディスク等又はクラウド等により提出する必要があります。

なお、提出義務の判定は法定調書の種類ごとに行いますのでご注意ください。



留意事項

- e-Tax等による法定調書の提出が義務付けられていない方が光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要です。
- 給与所得（及び公的年金等）の源泉徴収票のe-Tax等による提出が義務付けられた年分については、市区町村に提出する給与支払報告書（及び公的年金等支払報告書）についてもeLTAX（地方税ポータルシステム）又は光ディスク等による提出が義務化されています。

詳しくは、e-Tax ホームページの「法定調書の e-Tax 等による提出義務化の概要について」
(https://www.e-tax.nta.go.jp/hoteichosho/hoteichosho_gimuka.htm) をご覧ください。

e-Tax

検索



国税局・税務署

読者の声

第572号
(2021年1月発行号)
↓
第577号
(2021年11月発行号)



ナンバープレース・クロスマッス応募者から寄せられた当誌に対する感想

中面記事について

●(税に関する絵はがきコンクール)「税に関する絵はがきコンクール」の作品について、小学生の皆さんの税についての理解に感心しました。

また絵も大変上手で作品それぞれを拝見させていただきました。追伸コロナ禍での事務局の皆さまの業務にお礼申し上げます。本年も宜しくお願い申し上げます。【第572号より】

●(税に関する絵はがきコンクール)小学生の絵はがきコンクルールの作品に見入りました。びっくりしたことや納得した事が素直に表現されていて、絵もとてもきれいです。

税の事だけでなく福祉や防災なども教育されているのだろうなと想像をめぐらしました。【第572号より】

●(税務コーナー) 税務コーナーは助かります。【第572号より】

●(会員優待制度加盟店紹介) 会員優待で加盟店の案内を利用させて頂こうと思います。【第573号より】

●(会員優待制度加盟店紹介) 加盟店紹介、目につきやすく見やすかったです。【第573号より】

●いろいろ智慧を教えてくださいありがとうございます。【第573号より】

●(税務コーナー) 4月1日より総額表示が必要になりましたがスーパー等に見えにくかったりします。税込価格を大きくし、本体価格を小さくしてほしいと思います。一本化して欲しいです。【第574号より】

●新入会員紹介や税務コーナーが面白い。【第575号より】

●(組織委員会ニュース) コロナ禍での会員増強、組織委員会の皆様・勸奨員の皆様大変ご苦勞の多いことと思いますが、お身体に気をつけてよろしくお願いします。【第576号より】

●(生活習慣病健診) 生活習慣病検診の案内があります。新型コロナウイルスの新規感染者が減少したらと考えていますが、中々タイミングがつかめません。他にもすべきことがあるのですが…こんなに質の悪いウイルスはウイルス学のテキストにも載っていないのではないのでしょうか。経口治療薬の上市が待たれます。

【第576号より】

●税務コーナー等文字も大きく解りやすく見やすく良いです。

【第576号より】

●(委員長・部会長紹介) 本部各委員長部会長の皆様の御紹介がございました。このコロナの中、御尽力下さり感謝申し上げます。マイナンバーカード取得したいと思っています。

【第577号より】

話題の広場について

●縁起物のおせち料理ですが、毎年お取り寄せしようかなとあれこれ考えては、結局スーパーで好きな物だけ購入してしまいます。お正月を彩るものではありますが、家族も少なくなり、好ききらいもあってあまり揃えません。

元旦の後のみ、それらしく整えますが、もう翌日には普通に帰ってしまう我が家です。皆様の御宅はいかがでしょう。【第572号より】

●「話題の広場」いつも楽しく読んでいます。【第572号より】

●花粉症についての説明及び対策、治療法などが掲載されていてとても参考になりました。【第574号より】

●花粉症、私も発症してから40年近くになりますが、薬を飲んでいるので比較的軽くて済んでいます。それでも買物の店内でクシャミをすると周りの人の視線を感じるのはコロナ＝御時世！ワクチン待ってます。【第574号より】

●今回初めて拝読させていただきました。法人会というもの、法改正についてなどとても分かりやすく書かれており、とても読みやすいと感じました。

話題の広場での“花粉症”の特集は、私自身花粉症ということで、興味深くおもしろかったです。ヨーグルトを食べることでアレルギーに強くなることは知らなかったの、来年のために今から食べたいと思います。次号も楽しみにしています!!! 【第574号より】

●本号にセミの話がでていますが、たまたま会誌が届いた日、自宅近くでセミの鳴き声を聞きました。

新型コロナウイルスがどれだけ流行ろうと、季節は移ろい、長い地中の生活を終えたセミが勢いよく鳴いています。ふと見ると道路にセミの抜け殻が。小さな生き物ですが、たくましいですね。当たり前の自然の変化にどこかホッとしました。【第575号より】

●話題の広場のセミ…天女の羽衣は本当に美しい。初めて見ました。短い命なので天敵に見つからぬ様、今後も夏を告げる声をとどけていつて欲しいです。【第575号より】

●この子の七つのお祝いに……と言えば童謡「通りゃんせ」を想い出します。この唄や「かごめかごめ」が、財宝の隠し場所を示唆しているとか、様々な解釈があります。尤も殆どは都市伝説のようですが。記事にあるように、七歳までは“神に授けた子供”として無事な成長を願ったようです。

また七五三と言えば千歳飴。最近あまり見なくなりました。甘くて歯にくっつく千歳飴は苦手でした。【第577号より】

●七五三の始まり…一ツ雑学を学べました 【第577号より】

ナンバープレース・クロスマッスについて

●「クロスマッス」解けるとスッキリして楽しかったです。次回の問題も楽しみにしております。【第572号より】

●毎回頭を使い問題で仕事の合間の良い筋トレになっていて、いつも楽しみにしています。これからもよろしく願います。【第573号より】

●いつも楽しく読ませて頂いております。「ナンバープレース」「クロスマッス」が楽しみです。今回は久しぶりに応募しました。【第574号より】

●色々な情報役に立ってます。毎回クイズも楽しみにしています。【第575号より】

●毎回ナンバープレースやクロスマッスで頭の体操をしています。クロスマッスは途中で止めてしまっていたのですが、今回は初めて解けたので応募してみました。【第575号より】

●クロスマッスとナンプレがおもしろいです。息子といっしょにやっています。【第575号より】

●毎号楽しみにしております。今回初めてクロスマッス挑戦してみました。楽しかったです。次回も期待しております。【第576号より】

●待ってました、ナンバープレース!!私にはクロスマッスはむずかしくてパスしていました。久しぶりに頭のリフレッシュができました。今年もあと1ヶ月ちょっと。ガンバルぞー!! 【第577号より】

その他

●明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。【第572号より】

●新型コロナの感染拡大により通常の各種イベントが中止となり淋しい限りでございます。ワクチンが皆様に行き渡り、少しでも経済が活発になります事祈ります。【第573号より】

●コロナ下、様々な催しが中止になって一年。ワクチン接種が始まる報に、これからの活動に期待を持ちます。【第573号より】

●表紙の富士山がとてもキレイでした。【第573号より】

●コロナ禍になって研修会ができなくなって残念です。ZOOMを使用してオンラインで研修会をしてみてもどうでしょうか? 【第573号より】

●いまだにコロナの影響が油断ならない状況ですが、決して気を抜かずに進んでいきましょう。【第574号より】

●タイムリーな情報がわかりやすく記載してあり興味深く拝読させていただきました。【第574号より】

●毎回、利となる情報ありがとうございます。【第575号より】

●コロナ感染者が増加する中で、総会をはじめ、各イベントを開催するに本当にその対策にご苦労されている皆様には感謝申し上げます。皆さまが予防接種を受けられて、大々的に総会が催されます様祈ります。【第575号より】

●コロナでイベントも少なく誌面作り大変だと思いますが頑張ってください。【第575号より】

●毎月発行して欲しい。楽しみ!! 【第576号より】

●確定申告の特集をしてほしい。【第577号より】



話題の広場

のびてふくらんで

少しずつ口に入れ、よく噛んで食べましょう

正月の楽しみはいろいろあるが、そのひとつに餅を食べることを挙げる人も多いだろう。今回はそんな餅について。



臼？杵？

餅つきという行為をしたことがある方はどれほどいるだろうか。

筆者は、親が大工ということもあって、親が餅を作ることが多かった（理由は後述）が、多くの家庭で餅は作るものではなく買うものという認識だろう。臼（うす）と杵（きね）といっても形が思い浮かばない方も、特に若い方には多いかもしれない。

大きさはまちまちだが、太めの木の丸太を切って中をくり抜いたようなものや、大きな石のすり鉢のようなものもあるが、とにかく蒸したもち米を入れるための大きなコップのような形のものが臼で、ここに入れたもち米をたたき、こねる、つまり搗（つ）く、大きな木のハンマーのようなものが杵だ。

筆者の子供のころ（40年ほど前）でも、これがある家は稀だった。



餅に関する行事

正月に餅というと、雑煮を置いておけば、真っ先に思い浮かぶのは鏡開きだろう。関東を中心とする地域では1月11日に、鏡餅を木槌で割る。刃物を突き立てるのは良くないとし、また「切る」「割る」という表現は縁起が悪いとして、「開く」という表現が使われる。



正月から離れると、「餅まき」という行事がある。これは上棟式（建前）の際に、建築中の家の屋根の部分から餅などをまくというもので、餅以外に小銭やお菓子などを投げる。どこかで家が建ち始めるとこの餅まきを楽しみに待った思い出がある方も多いだろう。実際、これがあると近所中の人が集まった。固くなった餅が頭に当たるとかなり痛いので、ヘルメットをかぶって来る人もいた。

この餅まきは、もともと大工の棟梁が主催するものだったため、筆者の家でも餅を用意する必要があったのだろう。杵と臼は家にあったが、いつも専

用の機械で搗いていた。四角い箱にすり鉢状の器が入っていて、小さなプロペラのようなものがそのすり鉢の底についていた。箱の中に大きなモーターが入っていて、大きな音がした。

人にはひとの雑煮がある

餅は古来より人の生活に溶け込んでいるため、時を経て地域ごとに少しずつ異なる文化を作っている。よく知られるのは、関東の角餅、関西の丸餅だ。関東は武家の文化が強く、「敵をのす」につながるのし餅（平たく広げた餅）を切って食することが一般的になった。江戸時代になって人口が多くなり、効率の良いのし餅を切るスタイルが普及した、ということもあるらしい。

一方で関西は宮廷文化の色が強く、「角を立てずに円満に」という意味で丸餅が普及したという。

雑煮の味も、地域ごとに特色がある。関東より北では角餅を焼いてすまし汁に入れるのが一般的だが、近畿地方では丸餅を煮て白みそ仕立ての汁に入れることが多い。角餅を焼く、煮る、丸餅を煮る、焼く、白みそ、赤みそなど、地域ごとにいろいろな特色があるのが面白い。具についてもそれぞれ定番があるが、家庭ごとにも異なるから、「あなたの家の雑煮は？」と聞いてみるとなかなか面白い。

ちなみに、北海道と沖縄は正月に雑煮を食べる文化が、古来よりのものとしては無いという。



味付けいろいろ

餅自体にも味はあるが、白いご飯と同じく他の味を足して楽しむのが餅の食べ方といって良いだろう。シンプルに醤油をつけるだけでも美味しいし、そこにのりを巻いたら定番の磯辺餅だ。

大根おろしと醤油をかけて食べる辛み餅は、食べる地域ではメジャーな味付けの一つだが、食べない地域は全く食べないらしい。「辛み餅」という呼称は主に埼玉県周辺のもので、ほかの地域では同様の食べ方を「おろし餅」と言ったり「みぞれ餅」と言ったりするという。

その他、きな粉をまぶしたきな粉餅や、仙台名物のずんだ餅、納豆餅、小豆の汁に入れたら汁粉またはぜんざい、バターや砂糖を練りこんだバター餅は新しい工夫レシピかと思うと秋田県の郷土料理だったりする。細かく割って油で揚げ、醤油をまぶした揚げ餅も、子供のころのおやつや思い出として捨てがたい。餅の味の可能性は無限だ。

お気を付けを

毎年、喉に詰まらせて亡くなる方が多い餅は、危険な食べ物でもある。少しずつ口に入れ、水分を口に含みながらよく噛み、柔らかくしてから飲み込むように心がけ、多彩な餅の味を安全に楽しんでいただきたい。

記 鈴木 克博

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（LED照明器具、LED誘導灯器具） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ & Aも掲載しています。



【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管都税事務所の法人事業税・個人事業税班
 - 【品川区の場合】品川都税事務所 事業税課（法人事業税第一班）03-3774-6674
（個人事業税班）03-3774-6673
 - ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班）03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課（個人事業税班）03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）03-5990-5091

旭日双光章受章、おめでとうございます



11月3日（水・祝）令和3年秋の叙勲・褒章が発令され、一般社団法人東京都食品衛生協会副会長で、当会参与も務められている戸田達夫氏が食品衛生功労により旭日双光章を受章されました。

旭日双光章は国家又は公共に対し功労があり、なおかつ顕著な功績を挙げた方々に対して授与されるものです。誠にありがとうございます。

編集後記

あけましておめでとうございます。

本年も皆様のご健勝で、かつご事業が益々盛大になられますよう切に願っております。

前年同様にコロナウイルスの影響を受ける年末年始でしたが、皆様いかがお過ごしでしたか？ワクチン接種の浸透と重症患者数の減少傾向から「今年こそは！」と、ご親族との再会を予定していたにもかかわらず、変異株の拡大により予定を変更された方も多いかと思います。2022年も人間とウイルスとの戦いが続くものと推察しますが、治療薬が全世界に浸透し、我々人間が「勝利宣言」できる日が1日でも早く来ることを切に願うばかりです。

英国のエリザベス女王が恒例のクリスマススピーチで「私たちにはまだ耐えることがある一方で、自らを安心させるべきです。私たちが互いの友人となり、家族とともに暮らし、再会できる、良き日は戻ってくるのです」と国民に語り掛けました。私の心にはとても印象に残るお言葉でした。

本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

記 新井 秀治

1月～2月の主な行事

日程	時間	行事	場所
1/17（月）	17:00	新年賀詞交歓会	きゅりあん
1/27（火）	13:30	新設法人説明会	品川法人会館
2/9（水）	13:30	決算法人説明会	品川法人会館

※新型コロナウイルス感染防止の観点から、開催予定の行事が中止・延期となる可能性があります。予めご了承ください。

◆令和3年11月30日現在 会員数2,374社

第16回『クロスマッス』

今回の問題は、クロスマッスです。皆様のご応募お待ちしております！

以下のルールに従ってクロスマッスを解き、A～Cのマスに入った数字を順に答えてください。

正解者の中から抽選で5名の方に
クオカード1000円分をプレゼント！

	×		-	A	=	20
+		×		+		
	+	B	+		=	22
+		-		÷		
C	+		÷		=	1
=		=		=		
20		22		1		

ルール

- タテ3列、ヨコ3列のすべての等式が成立するように、マスに1～9の数字を1つずつ入れる。
- 計算は×÷を優先することなく、ヨコは左から右、タテは上から下の順に行う。
解けたらABCのマスに入った数字を順に答えてください。

A	B	C

出題 西尾 徹也

応募方法

◆郵便はがきに①クイズの答え②郵便番号③自宅住所④氏名⑤法人名⑥連絡先電話番号⑦当誌に対する感想を明記の上、〒140-0004 東京都品川区南品川2-7-6 一般社団法人品川法人会事務局までお送り下さい。なお、締め切りは2022年1月31日（月）＜消印有効＞とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。たくさんのご応募、お待ちしております。

577号 第65回 ナンバープレース 正解発表

6	7	9	1	4	8	5	2	3
1	3	5	7	2	9	8	6	4
8	4	2	5	6	3	1	9	7
4	9	3	8	1	5	6	7	2
5	1	6	4	7	2	3	8	9
7	2	8	9	3	6	4	1	5
9	8	1	3	5	7	2	4	6
2	5	4	6	9	1	7	3	8
3	6	7	2	8	4	9	5	1

こたえ

A	B	C	D
1	9	1	1

応募総数 19 通
正解者数 18 通

■厳正な抽選の結果、下記の方々にクオカードをお送り致します。おめでとうございます。

窪田真由美 (株)松村組
門脇ゆかり (株)ゼンケイ
高田 雅彦 (有)高田企画

渋谷 幸一 (一社)健康総合研究会
大島美弥子 (株)大島ゴム製造所

【順不同、敬称略】

次回の第579号は、2022年2月に
発行となります。